

## 令和6年度

### 第1回草津市男女共同参画審議会 会議録（概要）

■日時：令和6年7月29日（月）10時00分～11時50分

■場所：キラリエ草津3階 303会議室

#### ■出席委員

植村正雄委員（副会長）、岡野麻衣委員、奥村真美委員、窪田明裕委員、斎藤真緒委員、重原文江委員、嶋田範子委員、中睦委員、藤原教夫委員、丸田美津子委員、安井美紀委員、山本寛委員

■欠席委員：今里佳奈子委員（会長）、宇野彰一委員、玉置泰弘委員

■事務局：山本総括副部長、松永所長、小西係長、野津主事

■傍聴者：0名

#### 1. 開会

---

開会、会議の成立の報告、公開とすることの報告

##### 【山本総括副部長挨拶】

本日は草津市男女共同参画審議会の委員のご就任、およびご出席を賜り、誠にありがとうございます。

「草津市男女共同参画推進条例」は今年で施行15周年という節目を迎えます。また、本市は市制施行70周年を迎えます。

男女共同参画に関するあゆみを改めて振り返ると、女性の参政権の行使にはじめ、昭和60年の男女雇用機会均等法、平成4年の育児休業法、平成11年の男女共同参画社会基本法など、基本となる法整備がされ、社会情勢の動きに対応する改正もされてきました。

また、この草津でも、市民の皆さまが、学習や啓発などを通じ、女性の地位向上に向け、社会の風潮を変えていこうと精力的に活動されてきました。

条例15周年を迎えるにあたり、改めて先人の努力や功績に感謝し、誰もが健やかで幸せに暮らせるまちへつながるよう、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

## 2. 委員自己紹介、事務局紹介

---

## 3. 会長および副会長の選任について

---

会場より事務局提案求める声あり

事務局が今里委員を委員長に、植村委員を副委員長に推薦。一同了承。

会長に今里佳奈子委員、副会長に植村正雄委員が選出される。

## 4. 議事

---

草津市男女共同参画審議会規則の第2条第6項により、本日は副会長に職務を代理

### 【副会長】

それでは、議事に入りますので、本日も皆様活発な御意見をよろしくお願いします。

では、早速ですが、議題1：第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について

資料1：数値目標における令和5年度の進捗状況、

資料2-1：令和5年度草津市審議会等における女性委員の参画状況、

資料2-2：女性委員参画促進のための課題と今後の取組について、

資料3：各施策の令和5年度の取組状況および令和6年度計画、

資料4：草津市特定事業主行動計画の進捗状況について、

を用いて説明。

### 【委員】

資料2-1番号1「草津市選挙管理委員会」について、以前から女性0人だったことで私達から意見を述べていたが、現在女性が1人増えました。

### 【委員】

資料2-2「課題」「委員定数が少なく、男女とも40%以上を満たすことができない審議会等がある」について、例えば委員が3人で40%以上ということが難しいのであれば、目標数値の数字を柔軟に設定すれば良いのではないのでしょうか。

### 【副会長】

資料2-1番号21「草津市同和教育推進協議会」について、総数130人中女性47人を

まとめて比率に出すと低くなります。部会に分かれているのであれば細分化して参画率を出す等、出し方の工夫が必要と思います。

**【委員】**

資料4について、育児休業を取得する男性職員の休業取得期間はどのくらいでしょうか。

**【事務局】**

期間については様々であるが、令和5年度は対象者28人中17人が育児休業を取得し、5か月以上取得している人が約半数いました。

令和3年度は最長で2か月程度の取得、令和4年度は最長で7か月程度の取得、他は1か月程度の取得でした。徐々に浸透してきていると考えます。

**【委員】**

最長何か月か決まっているのでしょうか。

**【事務局】**

草津市役所の場合、子どもが3歳に達する日までです。

**【委員】**

6か月程度で子育てできるのか、男性でも1年以上取るべきではないでしょうか。それで仕事に支障が出るなら、仕事の見直しが必要です。

採用後15年以内の女性職員の離職割合について、令和3年度までは10%台だったが、令和4年度から20%台になっていることについて、要因はあるのでしょうか。

**【事務局】**

令和5年度は最長1年程度取得している方も居ました。取得の仕方は様々だが、父と母が話し合い、交代もしくは同時に育児休業を取得していると聞いています。女性の取得期間の方が長い現状にあり、母も父も、同程度の期間、取得できることが目指すべきところではありますが、少しずつ男性の育児休業が浸透してきていると考えています。

離職理由については、職員課でヒアリングをしているが、全て聞き取りが出来ているわけではありません。令和5年度については男女ともに離職率が高くなっています。ただ、男性と女性では割合が異なり、令和5年度は男性約15%であり、男性と女性で離職率に差があります。

**【委員】**

男性が育児休業を取得しやすいような草津市役所としての工夫はありますか。

**【事務局】**

人事異動の前に、分かっている人は申告してもらっており、正規職員の人事異動に配慮を加えます。

その後の申し出については、非正規職員の雇用を行い、人員的補充を行っています。更に取りやすい環境については、議論しているところです。

**【副会長】**

とりやすい職場を示していくのが大切。非正規職員の補充で、職務に支障はないのでしょうか。

**【事務局】**

補充については、一般事務と保健師等の専門職とで分けています。

専門職の補充は、処遇面を配慮した非正規職員に代えて任期付職員として募集をしており、応募いただけないこともあり、処遇も含めて解決していくべきと考えています。

**【委員】**

令和5年度は全体の離職率が高くなっているとのことだが、草津に限らず他の市も離職が多くなっている。転職や職場環境を理由にやめられる方が増え、育児休業の取得も増え仕事が増えと悪循環が起こっている。

女性活躍推進法に基づいて採用後15年以内の女性職員の離職割合のデータを取っていると思うが、男女ともに離職率が高まっているならその原因を探るべきではないでしょうか。

資料3に妊娠してからの子育て支援の施策があるが、妊婦検診を受けずに出産する方がいて、虐待リスクが高くなると聞きます。草津市では、そのような方の情報収集を行い、サポートをしているのでしょうか。

**【事務局】**

担当課が子育て相談センターであり、妊婦検診を受けてない方へのサポートについて確認します。

基本的には母子手帳交付の際、子育て相談センターで相談を受けていることを伝えます。産まれたら助産師訪問があり、必要に応じて家庭児童相談室と連携します。

**【委員】**

母子手帳の交付を受けず出産し、出生届を出した場合、サポートから外れるのでしょうか。

**【事務局】**

出生届を出した場合はサポートすることができるが、それまでのサポートについては、確認します。

#### 【委員】

資料4について、以前も発言したが、育児だけでなく介護も男女問わず起こる課題なので、その数字を出してほしいです。育児と異なり介護は、いつ長期休暇を取れば良いか分かりづらいので、一日や時間休で取れる介護休暇取得が男女どれくらいか、何歳代か、管理職級なのか、というデータを出してほしいです。介護離職への対応、各事業主への意識付けとして重要と思います。

資料3 施策番号18のパートナーシップ宣誓制度について、子育て世代が多い草津市でこそファミリーパートナーシップ制度のニーズが高く、あった方がよいと思います。

#### 【事務局】

草津市特定事業主行動計画の中に目標数値として入っていないため数値として公表しておりません。次の草津市特定事業主行動計画見直しの際、介護の視点を入れるように職員課へ提案していきます。

令和5年度の実績として、介護休暇5人中女性2人、特別休暇（短期介護）20人中女性5人の取得でした。年齢の把握はしていないので、見直しの際での分析を提案していきます。

また、草津市役所では介護等の個人の状況に応じて時差出勤が出来るような制度を導入しました。

ファミリーパートナーシップ制度については、パートナーシップ宣誓制度制定の際に比較を行い、審議会でも議論いただきました。その中で、子どもの意思確認のあり方について研究が必要であり、草津市としてはパートナーシップ宣誓制度を制度化し、ファミリーパートナーシップ制度については他市の状況等見ながら、研究していくこととなりました。

#### 【委員】

テレワークは導入しているのですか。

#### 【事務局】

制度はあるが、市役所は窓口業務もあることから実績を上げることが難しいです。

#### 【副会長】

年齢が高い方も子育ての時間が必要だったり、子育てと介護が重なる方もいます。一般職だけでなく管理職も含め、育児と介護の両面からみるために、出来るだけ早く介護の数値を出し、草津市特定事業主行動計画に入れていただくことが理想です。

**【委員】**

資料1項目9「女性の総合相談」および「DV相談」の相談延件数の令和7年度目標を「令和2年度の1.5倍」としている。それを達成する手立てを教えてください。また、相談者の年代を教えてください。

**【事務局】**

イベント等で男女共同参画センターの啓発を行っており、相談窓口があることを伝えています。多くの方に知っていただき、見聞きした方から更に他の方へ広げていただけるような啓発を行っていきたいと考えています。

年代については、相談者全ての方に答えていただけないので分からないが、令和4年度から相談の際の託児対応を始めたところ、子育て世代の相談も増えていると実感しています。

**【委員】**

コロナが開け、ひとり親家庭が増えている等保護者の状況が変わってきていると感じており、保護者に悩みがあるのではと思うので、相談窓口が広く知れ渡ると良いと思います。

**【事務局】**

コロナが落ち着いて、一步踏み出すような相談が多いと滋賀県子ども家庭相談センターから聞いています。子どもがいる家庭は、家庭児童相談室で対応しており、連携して男女共同参画センターの相談窓口にも繋げるよう、またカウンセリングを実施しているので、そこに繋げるよう、今後も啓発をしていきたいです。

**【委員】**

ヤングケアラーについての窓口は草津市にありますか。また、国ではヤングケアラー支援について法制化し、今年度はヤングケアラーが自分の進路やキャリアを作っていけるようキャリア支援の予算を付けています。子ども若者支援の観点で再就職、資格取得について等、各自治体で考えた方が良くと思うので、市として議論があるのか教えてください。

**【事務局】**

令和4年度に子ども・若者相談窓口が開設されました。また、令和5年度から居場所支援が始まり、家庭児童相談室と連携しながらヤングケアラーの相談等支援をしています。ただ、ヤングケアラーの把握が難しく、どのように把握するかが課題と聞いています。

**【副会長】**

他にありますか。なければ議題2：第4次草津市男女共同参画推進計画見直しにかかる市民意識調査について事務局からお願いします。

**【事務局】**

第4次草津市男女共同参画推進計画見直しにかかる市民意識調査について

資料5-1：市民意識調査について

資料5-2：市民意識調査（案）

資料5-3：新旧対照表

資料5-4：前回調査等との比較

資料5-5：スケジュール

を用いて説明。

**【委員】**

資料5-2問7について、「すぐ働きたい」「条件を整えば働きたい」という方については問7-1で理由を聞いているが、「働きたくない」という方について理由を聞く問いは必要ないのでしょうか。

**【事務局】**

働きたい方が働けるよう環境を整えること目的とした問いであり、働きたくない方の労働についての視点が無かったため、他市等参考に検討します。

**【委員】**

回収率の目標はどのくらいでしょうか。

**【事務局】**

前回調査（令和元年度）の回収率は29.6%、企画調整課実施の令和5年度草津市のまちづくりについての市民意識調査は30.7%でした。30%を超えるよう目指していきたいです。

**【委員】**

回収率を上げるには、回答したらおまけをもらえる等、おまけ使うと上がるのではないかと思います。また、質問数が多いと途中であきらめる人が多くなると思います。

**【副会長】**

最近の他調査でインターネット回答と郵送回答の比率がどのくらいか分かりますか。

**【事務局】**

人権センター実施の令和5年度「人権・同和問題」に関する市民意識調査では、全体の回答率34.3%のうち、12.3%がインターネット回答でした。インターネット回答を入

れると、若い方からの回答が多くなったと聞いています。

**【委員】**

調査票には、「回答時間の目安は10分程度」と書いているが、10分で終わるのか疑問です。また、様々な年齢、学歴、職歴の方に無作為に送られるので、もっと答えやすいように、項目減らすことをしたら良いと思います。

**【副会長】**

今までの調査との比較があるのでボリュームがあると思いますが、他課等で簡略化している事例はありますか。

**【事務局】**

答えやすいよう調査項目を減らすことについては検討します。

調査項目数は前回と同様に検討していたため、調査項目を簡略化した事例は確認しないと分かりません。

**【委員】**

資料5-2問18, 19は女性版であるが、大項目として「男女間の暴力やハラスメントなど」についての問いなので、男性版の問いも必要ではないでしょうか。

**【委員】**

その問いについて、「ジェンダーとセクシャリティ」も入れた方が良いと思います。「男であること、女であること、自分のセクシャリティを理由として困難な問題を経験したり、見聞きしたことはありますか。」であれば網羅出来ると思います。

**【事務局】**

女性を対象とした困難女性支援法の施行を受け加えた項目なので女性に限定していましたが、項目数を増やさず入れられるよう検討します。

**【委員】**

問5について、ジェンダーという言葉は中学校の教科書に出てくるので要らないのではないか、女性差別撤廃条約は重要だけれど必要なのか、新しいことについての意識を聞いたのか、これだけは草津市男女共同参画推進計画に必要という言葉を選別したら質問数を減らすことが可能かと思います。

問11について、18歳未満のヤングケアラーについては、学校を通じて生活を把握できるが、18歳以上のヤングケアラーの生活を把握する術がないので、可能であれば入れて欲

しいです。「(4) 育児・子育て(5) 介護」は、兄弟の世話だとヤングケアラーは答えられません。「その他の家族の世話(例えば不登校の兄弟の世話)」を選択肢で入れていただくと、18歳以上のヤングケアラーの実態が分かる手掛かりになると思います。

また、「パートナーシップ制度」が導入されたのであれば、それを知っているか聞く問いを入れると啓発にも繋がると思います。

**【委員】**

それに関して、「選択的夫婦別姓制度」についても6月議会で議論活性化の請願があり採択されたので入れてはどうかと思います。

**【事務局】**

子ども若者政策課で子ども若者の意見を聞くアンケートを実施しています。内容を確認し重ならない形で工夫できればと思います。

**【委員】**

色々なアンケートを見ていると、回答時間の目安が初めに書いているものが多いです。回答時間の目安が分かると、回答者もいつなら回答できるかを考えることができ、目を通してもらいやすくなると思います。

問11について、合計が24時間になるようにとあるが、家事をしながら子育てをしていると、時間を区切るのが難しい、また24時間に振り分けるのが手間だと思います。

**【事務局】**

問11は、前回(令和元年度)調査から入れたものであり、現行の第4次草津市男女共同参画推進計画に掲載しているので、他市を参考にしながら工夫ができればしていきたいと思います。

**【副会長】**

極力時間が短縮できるような工夫が出来ればお願いします。

他にご意見等ありますか。なければ本日の議題を終了します。

本日は、皆様、いろいろと御意見ありがとうございました。事務局でも十分検討いただき反映できるところはお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題は以上でございますので、事務局にお返しします。

**【事務局】**

市民意識調査については、いただいたご意見を再度検討し、調査を実施していく予定です。